

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する労働安全衛生法第 49 条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	花北興産 有限会社
登録教習機関の住所	岩手県北上市飯豊 24-75-2
代表者職氏名	代表取締役 佐藤博文
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	花北興産 有限会社 岩手技能講習センター 岩手県北上市飯豊 24-75-2

廃止しようとする技能講習及び登録番号

- 1 フォークリフト運転技能講習 22-9
- 2 車両系(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習 24-8
- 3 玉掛け技能講習 25-11
- 4 小型移動式クレーン運転技能講習 25-12
- 5 高所作業車運転技能講習 28-4

廃止年月日 令和 8 年 6 月 30 日

令和 8 年 7 月 16 日

岩手労働局長

